# 新発田市住宅用再生可能エネルギー等導入支援事業補助金申請の手引き

新発田市では、市民の皆様の住宅への再生可能エネルギー等の導入を促進することにより、 地球温暖化防止対策と持続可能な社会づくりの推進を図るため、対象の設備を導入する方に、 その費用の一部を補助します。

この手引きは、補助金申請の手続きの概要と、申請書等の作成について説明するものです。 申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

## ▼新発田市住宅用再生可能エネルギー等導入支援事業補助金の概要

## 【補助金の対象者】

○自らが居住または居住を予定している市内の住宅(店舗等との併用住宅で住宅部分の床面 積が2分の1以上のものを含む。)または土地に、下記の対象設備を設置しようとする本 市に住民登録のある個人で、市税の滞納がない者

## 【対象設備】

○住宅用太陽光発電設備 並びに 定置用蓄電池(いずれかまたは両方の申請が可能です)

# 【申請要件】

- ○対象設備の設置工事の全部又は一部を市内に本社又は営業所等がある業者に発注すること
- ○余剰電力を電力会社へ売電すること
- ※加えて、対象設備ごとに要件があります。詳しくは手引きP4及び要綱をご確認ください

#### 【補助金の額】

- ○住宅用太陽光発電設備 5万円/1kW(上限15万円)
- 〇定置用蓄電池 3万円/1kWh(上限12万円)

#### 【その他】

- ○申請は、必ず設備設置に係る工事の開始前に行い、交付決定後に着工してください (新築の場合、建物は着工して構いません)
- ○同一申請者に対する補助金の交付は、対象設備ごとに1回までとなります

問い合わせ・申請受付窓口 新発田市 環境衛生課 生活環境係

〒957-8686

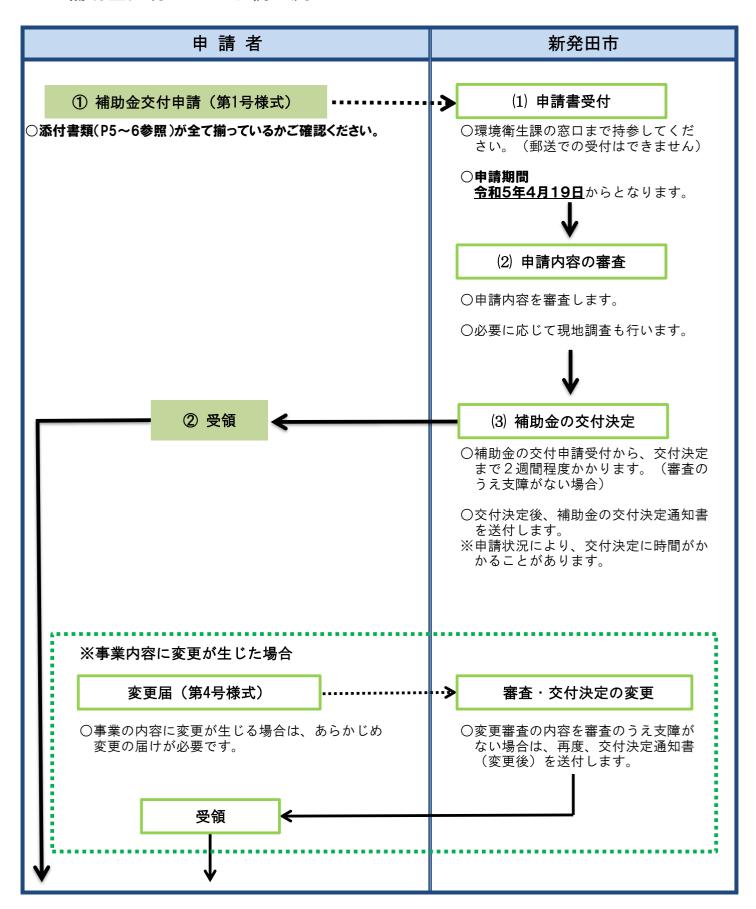
新発田市中央町3-3-3 ヨリネスしばた1階<br/>
1 0254-28-9120 (直通)

新発田市再生可能補助金

食索 ▮



# 1. 補助金交付までの手続の流れ

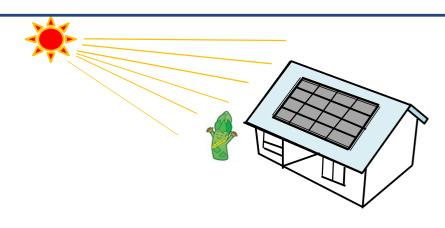


次頁もご覧ください

# 申請者 新発田市 ③ 工事の着手 ○工事は、必ず交付決定通知書(変更の場合は、変更後) の交付決定通知書)を受けてから着手してください。 ○事前に着手した場合、補助金の支払いはできません。 ④ 工事の完了 ⑤ 事業実績報告(第7号様式) 4) 報告書受付 ○添付書類(P7~8参照)が全て揃っているかご確認ください。 ○事業を完了した日から、30日以内に 環境衛生課の窓口まで持参してくださ い。(郵送での受付はできません。) ○令和6年3月15日までに実績報告書 が提出されない場合、補助金は交付さ れません。 (5) 報告内容の審査 ○実績報告書を審査します。 ○必要に応じて現地調査も行います。 ⑥ 補助金の支払い (6) 補助金交付額の確定 ○審査のうえ支障がない場合は、補助金 ○指定の口座に補助金を振り込みます。 ○実績報告書の提出から1~2か月程度かかります。 確定通知書を送付します。 ※事業を中止する場合 届出内容の確認 中止届出書(第5号様式) ○内容を確認し、交付決定取消通知書を ○交付決定を受けてから、補助金交付に関する事業を 送付します。 中止する場合は、速やかに中止届出書を提出してく ださい。

# 2. 申請の要件

□ 自らが居住し、又は居住する予定の住宅(本市に所在する住宅であって、店舗等との併用住 宅である場合は居住部分の床面積が2分の1以上であるものに限る)又は当該住宅の土地に 住宅用太陽光発電設備又は定置用蓄電池を設置しようとする者であること。 □ 申請者以外に当該住宅の所有者がいる場合は、その所有者の承諾書を提出すること。 (承諾書の参考様式が必要な方は、お申し出ください。) □ 実績報告日までに、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。 □ 地上に設置する場合で、当該土地の所有者又は納税義務者が申請者と異なるときは、その所 有者又は納税義務者の承諾書を提出すること。 □ 市税を滞納していないこと。 □ 過去に同一の対象設備に関する本市の補助金の交付を受けていないこと。 □ 対象設備等の設置工事の全部又は一部を市内に本社又は営業所等がある業者に発注すること。 ※対象設備の設置工事について、『設備購入』又は『設置工事』どちらか一方でも良い。 ○設備購入 部品のみの購入は認めない。 ○設置工事 太陽光発電設備または定置用蓄電池の設置に係る工事であること。安全対策・ 積雪対策等特殊工事に係る工事、電気工事を含む。 □ 交付決定を受けた後に対象設備の設置工事に着手すること。 □ 住宅用太陽光発電設備によって得られた電力を自ら使用すること。 □ 当該年度の3月15日までに電力会社と電力受給契約を締結し実績報告書を提出できること。



# 3. 対象設備の要件と補助額

対象設備	要件	補助額
住宅用太陽光 発電設備	□住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系するものであること。 □住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールが、第三者機関による認証を受け、その性能及び全性に対する高い信頼性が実証されているものであること。 □太陽電池モジュールの公称最大出力(日本産業規格又は「日本の国際規格に規定されている大場電池モジュールの公称最大出力をいる大出力をいる大出力(日本産業規格である。以下同じ。)の合計値(単位はキロワットとし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。以下同じ、小数点以下第2位未満は切り捨てる。以下同じ、リンスは「日本の国際規格に規定されている太陽光発電システム用パワーコンディショナの定格出力をいい、複数のパワーコンディショナを設置する場合は系列ごとに当れた数値とする。以下同じ。)の値のいずれか小さい方の値が10キロワット未満であること。 □未使用品であること。	5万円/1kW (上限15万円)
定置用蓄電池	□住宅又は住宅の敷地に設置し、容易に取り外すことが困難なものであること。 □「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業」の対象品として認証を受けたものであること。 □低圧配電線と逆潮流有りで連系する住宅用太陽光発電設備と接続するものであること。 □未使用品であること。	3万円/1 kWh (上限12万円)

# 4. 申請に必要な書類

- ▼申請は必ず設備設置に係る工事の開始前に行い、交付決定を受けてから着工してください。
- ▼申請部数:1部
- ▼記入例:手引きP11参照
- ▼提出いただいた書類は返還できませんので、必要に応じてコピーをお取りください。

対象設備	申請書の添付書類				
A					

対象設備	申請書の添付書類
住宅用太陽光 発電設備	□ 太陽光発電設備の設置予定場所の現況カラー写真 □ (新築の住宅に設置する場合)建築工事請負契約書の写し □ (既存の住宅に設置する場合)設置工事請負契約書の写し ※契約書は該当するどちらかひとつをご提出ください。 □発注者は申請者本人であること □発注者・請負業者双方の押印があること □収入印紙が貼付され、消印があること □太陽光発電設備設置工事に係る契約書であることが確認できること ※新築の住宅に設置する場合、太陽光発電設備設置工事に係る費用が確認で
	きるもの(見積書等)も添付してください。 □ 住宅用太陽光発電設備の仕様書 □構成する機器の型式、規格及び数量等が確認できること
定置用蓄電池	□ <b>蓄電池の設置予定場所の現況カラー写真</b> □ (新築の住宅に設置する場合)建築工事請負契約書の写し □ (既存の住宅又は住宅敷地に設置する場合)設置工事請負契約書の写し ※契約書は該当するどちらかひとつをご提出ください。 □ 発注者・請負業者双方の押印があること □ 収入印紙が貼付され、消印があること □ 収入印紙が貼付され、消印があること ※新築の建築物に設置する場合、蓄電池の設置工事に係る費用が確認できるもの(見積書等)も添付してください。 □ 定置用蓄電池の仕様書 □ 構成する機器の型式、規格及び定置用であることが確認できること

# 5. 実績報告に必要な書類

▼実績報告は工事完了から30日以内又は当該年度3月15日のいずれか早い日に報告してください。

▼申請部数:1部

▼記入例:手引きP12参照

▼提出いただいた書類は返還できませんので、必要に応じてコピーをお取りください。

対象設備	実績報告書の添付書類				
	□ <b>太陽光発電設備を構成する機器の設置状況が確認できるカラー写真</b> □ 申請時の写真と比較して、設備が設置されたことが明確に確認できること				
	□ モジュールの枚数、接続箱、パワーコンディショナ、パワーコンディショナの製造番号、電力量計等が確認できる写真であること※モジュール枚数が確認できる写真の撮影が難しい場合は、全体の設置状況がわかる写真とともに、モジュール配置図などを提出してください。※新築住宅の場合は、実績報告時に住宅の全景の写真が必要です。				
	□ 太陽光発電設備を構成する機器の設置に要した費用の領収書(写し) □ 発注者(=申請者本人)に対して発行された領収書であること				
	□ 請負業者の押印があること				
	□ 収入印紙が貼付され、消印があること				
	□ 補助対象機器の領収書であることが確認できること ※補助金申請で提出いただいた工事請負契約書の合計金額との整合が確認できる ものとしてください。				
住宅用太陽光 発電設備	□ <b>領収書の内訳書</b> □ 補助対象機器であることが確認できること(モジュール、パワーコンディショナ、接続箱) ※補助金申請で提出いただいた工事請負契約書の合計金額との整合が確認できるものとしてください。 ※領収書で補助対象機器であること、内訳が確認できる場合は不要です。				
	□ <b>電力会社との電力受給契約確認書(写し)</b> □ 申請者が契約者であること				
	□ 記載された受給電力、パワーコンディショナの出力・型式等が、申請内容と整合 していること				
	□ 市内に営業所のある業者が設置工事を行ったことがわかる書類 □ 売買契約書等の写し ※市内に営業所のある業者であることが確認できること ※領収書で市内の業者・補助対象機器であることが確認できる場合は提出不要です。				
	ロ その他市長が必要と認める書類 ※対象となる住宅の状況などにより、上記書類のほかに、審査に必要な資料を求めることがあります。				

対象設備	実績報告書の添付書類
	ロ <b>定置用蓄電池の設置状況が確認できるカラー写真</b> □ 申請時の写真と比較して、設備が設置されたことが明確に確認できること
	□ 蓄電池の全体及び型式等が確認できる写真であること ※新築住宅の場合は、実績報告時に住宅の全景の写真が必要です。
	□ <b>蓄電池の設置に要した費用の領収書(写し)</b> □ 発注者(=申請者本人)に対して発行された領収書であること
	□ 請負業者の押印があること
	□ 収入印紙が貼付され、消印があること
	□ 補助対象機器の領収書であることが確認できること ※補助金申請で提出いただいた工事請負契約書の合計金額との整合が確認でき るもの としてください。
	□ 領収書の内訳書 □補助対象機器であることが確認できること ※補助金申請で提出いただいた工事請負契約書の合計金額との整合が確認でき るものとしてください。 ※領収書で補助対象機器であること、内訳が確認できる場合は不要です。
定置用蓄電池	□ 市内に営業所のある業者が設置工事を行ったことがわかる書類 □ 売買契約書等の写し ※市内に営業所のある業者であることが確認できること ※領収書で市内の業者・補助対象機器であることが確認できる場合は提出不要 です。
	ロ その他市長が必要と認める書類 ※対象となる住宅の状況などにより、上記書類のほかに、審査に必要な資料を 求めることがあります。
1	
	ください ※太陽光発電設備と蓄電池を同時に申請する方は不要です。
	□ <b>太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類</b> □ 申請者の居住する住宅に太陽光発電設備が設置されていることが確認できる こと(設置状況が確認できるカラー写真等)
	□ <b>売電契約を結んでいることが分かる書類</b> □ 電力受給契約書の写し、売電明細の写し等
``	

# 【注意】申請内容に変更がある場合

- ・申請内容に変更が生じる場合は、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。
- ・変更届(第4号様式)に、変更内容が分かる書類を添えて提出してください。
- ・変更手続きをしてない場合は、補助金を交付できません。
- ご不明な点は、環境衛生課までお問い合わせください。

# 6. その他申請にあたっての注意事項

# ▼ 市税の納税証明書の取得について

- 〇本補助金の申請には、「申請日前6か月以内に発行された納税証明書(写可)」 の添付が必要です。
  - ※ 納税証明書とは、市税の納期到来分について未納がないことを証明するものです。
  - ※ 市役所本庁舎3階収納課、各支所の窓口で発行いたします。 (発行手数料300円が必要となります。)
  - ※ 同居親族以外の代理申請に同意書が必要です。同意者が署名押印した同意書をお持ちください。
  - ※ 申請時点で市外在住の方で市税の納税(固定資産税)がない場合は提出不要です。

# ▼ 申請者の住民登録情報について

- ○申請者は、実績報告する日までに、本市の住民である必要があります。
  - ※ 本市に住民登録があることを確認するため、担当者が申請者の住民基本台帳の情報を 確認させていただきますので、あらかじめご了承ください。

## ▼ 土地の所有証明書の取得について

- 〇住宅用太陽光発電設備を地上に設置する場合は、本補助金の申請に、「申請日前6か月以内に発行された当該土地の所有証明書(写可)」の添付が必要です。
  - ※ 市役所本庁舎3階税務課、各支所の窓口で発行いたします。 (発行手数料300円が必要となります。)

# ▼ 他の補助金等との併給について

○他の補助金等との併給については、お問い合わせください。

#### ▼ 対象設備の適切な維持管理と関係書類の保管について

- ○補助金を受けた機器については、法定耐用年数(太陽光発電設備:17年、定置用蓄電池: 6年)の間、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。 また、補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付けをすることはできません。
- ○本補助金に関する契約書や領収書その他対象設備に関する書類は、5年間保管してください。

次頁もご覧ください

# ▼ 事業計画の中止について

○補助金交付に係る対象設備の設置を中止しようとするときは、速やかに事業中止届出書(第5号様式)を環境衛生課に提出してください。

# ▼ 補助金交付の取消し・返還について

- ○補助金の交付を受けた方が、偽りの申請を行っていた場合や、要綱の規定に違反した場合は、 補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- ○交付決定を取り消した際、既に補助金が交付されている場合は、交付された補助金の返還を 求めます。

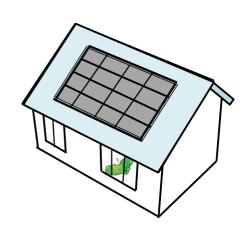
# ▼ 調査協力について

○本補助金の交付を受けた方には、市からアンケート(設備設置から約1年後)等の協力をお願いすることがあります。

## ▼ その他

- ○全国的に太陽光発電設備等に関する消費者トラブルが増加しています。契約は、内容を十分 に確認することが重要です。
- ○設備の設置工事後に雨漏りが発生するなどの施工トラブルも増加しています。 事前に十分な調査を行うとともに、不具合が発生しないよう適切に施工することが必要です。
- ○太陽光発電設備の設置による落雪や反射光などによって、近隣とトラブルになるケースが見受けられます。設備の設置場所や位置、角度などは事前に十分に検討してください。





#### 補助金交付申請書(第1号様式)の記入例

- 1 申請書類の提出日を記入してください。
  - ※添付書類の写真は、申請日(提出日) 1 か月以内に撮影したものが必要ですので ご注意ください。
- ② 申請者の現在の住所・氏名・連絡先を記入してください。
  ※交付決定通知書は、この欄に記載された住所に郵送します。
- ③ 太陽光発電設備設置場所の住所を記入してください。 ※新築住宅等で住居表示がない場合は、地名地番を記入してください。
- ④ 申請する設備(太陽光発電設備と定置用蓄電池のいずれか又は両方)の出力・容量等を記入してください。
  - ※太陽光発電設備の最大合計出力は、太陽電池モジュールの公称最大出力 の合計値又はパワーコンディショナの定格出力のいずれか小さい方の値 を記入してください。(10キロワット未満が対象となります。)
- ⑤ 補助金の交付申請額を記入してください。
  - ※上記④の合計出力・蓄電容量の値から、申請額及びその合計を記入してください。太陽光:5万円(1キロワットあたり)×合計出力④ (上限15万円)蓄電池:3万円(1キロワットあたり)×蓄電容量④ (上限12万円)
- ⑥ 対象設備の設置に係る工事の着工予定年月日・完工予定年月日を記入して ください。
  - ※申請受付から交付決定まで概ね2週間程度かかりますので、余裕をもった工事計画としてください。
  - ※予定のため、着手・完了の遅れなどによる変更手続きは不要ですが、申請年度の 3月15日までに実績報告書の提出がない場合。補助金は交付されません。
  - ※新築の場合で、建築工事に対象設備の設置に係る工事が含まれている場合は、建築工事の着手予定年月日・完了予定年月日を記入してください。
- ⑦ 委任者の有無 (☑有の場合は住所・氏名・連絡先)を記入してください。 ※委任者は補助金の交付に係る事務手続きを行うことができますが、提出する書類 (各契約書、□座名義、納税証明書等)は申請者本人のものに限ります。
- 書類が全て揃っているか確認してください。
   ※申請する設備に関わらず、必ず提出していただく書類になります。
- ⑤ 申請する設備の書類が全て揃っているか確認してください。
  ※申請する設備によって、いずれか又は両方の書類が必要となります。



新発用市住宅用再生可能エネルギー築道入支援事業補助金交付申請書

新発田市住宅用再生可能エネルギー等導入支援事業補助金の交付を受けたいので、新発田市住宅用 再生可能エネルギー等導入支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて、次のと おり申請します。

	AND THE PERSON NAMED IN CO.						_
設置	置場所の住所	新発田市 中央町3	丁目3番地3号	- (	□新築 🔽	既築 )	
対	象 設 備	※最大合計出力・	最大蓄電容量	交付申請額	(1,000 円未清	切り捨て)	•••
<b>□</b> /\$	に陽光発電設備	4.5 kw		5万円/1kW(上		,000	円
<b>√</b> į	定置用蓄電池	7.0 kwh		3万円/1kWh(.		,000	円
	交	付申請額の合計			270	0,000	円
工事予定期間		着工年月日		令和●年	● 月	•	日
		完工年月日	4	<b>◆和●</b> 年	●月	•	日
		• □有 □/無 (首	心偶者等親族の場合	今も、「有」に	「/」を記え	入する)	•
委任者(手続代行者)	住 所	Ŧ					
,	7 1701 (17 12)	(会社名)					
		氏名・連絡先		TEL (			),
		<ul><li>□市税の納税証明書</li><li>□太陽光発電設備等</li></ul>					•
	共 通	口設置予定住宅又は	3-11-11		\n ** *	(** ) ( ** ^	7.)
添付	□設置予定住宅又は敷地の所有者(共同所有者を含む。)の承諾書(談当者のみ) 添付 □その他市長が必要と定める書類						
書類		口太陽光発電設備設[		写真(カラー)	<b>切り</b> )		•
太陽光発電設備		□建築工事請負契約					
定置用蓄電池		口構成機器の仕様の	分かる書類(内訳:	書及びカタロク	ブ等)		
		□定置用蓄電池設置-	予定箇所の現況写	真(カラー刷り	))		
	定置用蓄電池						
		□構成機器の仕様の分	分かる書類(内訳	書及びカタロク	ブ等)		

※太陽光発電設備の最大合計出力は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力のいずれか 小さい方の値とする。

=

# 事業実績報告書(第7号様式)の記入例

- 1 実績報告書の提出日を記入してください。
  - ※事業完了年月日から30日以内又は申請年度の3月15日のいずれか早い日付で 提出してください。
- ② 申請者の実績報告時の住所・氏名を記入してください。
  - ※新築住宅等の場合は、引越し後の住所(太陽光発電システムの設置場所の住所) を記入してください。
  - ※補助金確定通知書は、この欄に記載された住所に郵送します。
- ③ 交付決定通知書の日付を記入してください。
  - ※交付決定の日付を記入してください。交付決定通知書の右上の日付となります。 ※変更申請を行った場合は、変更後の交付決定通知書の日付を記載してください。
- 4 設置場所の住所を記入してください。
  - ※設備を設置した住宅又は住宅敷地の住所を記入してください。
- ⑤ 申請・設置した設備(太陽光発電設備と定置用蓄電池のいずれか又は両方)の出力・容量等を記入してください。
  - ※変更申請を行った場合は、変更後の値を記入してください。
- ⑥ 補助金の交付決定額を記入してください。
  - ※交付決定通知書の額を記入してください。
  - ※変更申請を行った場合は、変更後の交付決定額を記入してください。
- ⑦ 工事の着工年月日・完工年月日を記入してください。
  - ※工事期間を記入してください。
  - ※着工日は、交付決定通知書の右上に記載された日付以降となります。
  - ※完工日は、領収書又は電力需給受給開始日のいずれか遅い日付となります。
  - ※申請書の工事予定期間から着手・完了の遅れなどによる変更手続きは不要です。
- 8 交付を受ける設備の書類が全て揃っているか確認してください。
- 9 補助金の振込口座を記入してください。
  - ※補助金の振込先を記入してください。
  - ※振込口座の名義は、申請者(報告者)本人の口座に限ります。

